

松前町子ども読書活動推進計画



平成 29 年 3 月

松前町教育委員会

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、松前町が策定しました。

目 次

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の目標と期間	2
4 子どもの読書の状況等	2

第2章 子どもに対する働きかけ

1 家庭における子どもの読書活動の推進	
(1)家庭の役割	3
(2)現状と課題	4
(3)今後の方向	
○家庭での子どもへの働きかけと保護者自身の取組	4
2 地域における子どもの読書活動の推進	
(1)地域の役割	5
(2)現状と課題	5
(3)今後の方向	
○松前町ふるさとライブラリーにおける子どもの読書活動の推進	6
○地区公民館図書室等における子どもの読書活動の推進	7
○ブックスタートの実施	7
○NPO法人・ボランティアによる活動の推進	7
3 学校等における子どもの読書活動の推進	
(1)学校の役割	7
(2)現状と課題	8
(3)今後の方向	
○授業時間における読書活動の推進	9
○朝の読書等「一斉読書」の推進	9
○休み時間・放課後における読書活動の推進	10
○学校関係者の意識の高揚	10
○幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	10

第3章 環境整備

1 松前町ふるさとライブラリー等の充実	
(1)現状と課題	11
(2)今後の方向	
○人的充実	11
○児童書の充実	12
○児童書コーナーの設置と工夫	12
○図書館の情報化	12
2 学校図書館等の充実	
(1)現状と課題	12
(2)今後の方向	13

○人的充実	13
○児童書の充実	13
○設備面での充実	13
○学校図書館の開放	13
3 学校、図書館等の連携・協力	
(1) 現状と課題	14
(2) 今後の方向	14

第4章 普及啓発

1 普及啓発	14
2 「子ども読書の日」	15
3 優良図書、優良事例の紹介	15

(資料)

○子どもの読書活動に関するアンケート結果	16
○学校における読書活動の状況	50
○子どもの読書活動の推進に関する法律	59
○文字・活字文化振興法	62
○学校図書館ガイドライン・学校図書館の整備充実について	64

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

子どもにとっての読書活動は、まず、あたたかいぬくもりの中で絵本を見ながらの読み聞かせで絵と語りを楽しむことから始まります。幼い頃から心を通わせながら楽しいお話を聞くことにより、無意識に言葉を知り、理解し、表現力を身につけるようになります。やがて、それは文字を習得したときに、自ら進んで読書することにつながっていきます。

また、本を読むことで人の気持ちを感じ取る心や悲しみに耐える心、さらには生きる希望や喜び、感性や想像力の向上が図られ内面の世界を豊かにしていきます。感動的な本との出会いは、人との出会いと同じで人間形成に大きな影響を与えることになります。すなわち、読書は、生きる力を育む活動です。

また、本を読むことは考えることにつながります。読解力や基礎学力の向上も期待できます。じっくり考える習慣や自分の感じたことを相手にわかりやすく伝えるコミュニケーション能力を身に付ける上で欠くことのできないものです。

さらに、多くの本を読むことによって、さまざまな情報を取捨選択する能力も身に付くと考えられます。

このように読書活動は、人生をより深く、より豊かに生きるための力を育む大切なものです。

2 計画策定の背景

近年の社会情勢は、自動化・情報化・核家族化が進み生活が豊かになった反面、いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、青少年による凶悪犯罪など、深刻な状況が続いている。これを改善しようとするさまざまな取組も行われています。

このような中で、これから未来に踏み出そうとする子どもたちには、自ら学び、考え、知見を深めようとする積極性、たくましさと、異なる価値観を認め合い、共に生きることのできる柔軟性、やさしさを身に付けていくことが求められています。

読書活動を通じて、活字や読み聞かせを通して子どもは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするとともに、広く世界を知り、生きる力の基盤を身に付けることができます。

時代が大きく変化している今こそ、子どもに読書の大切さ、おもしろさを教え、子どもの読書を振興し、たくましく健全な子どもの育成を図っていかなければなりません。

このような中、総合的に子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年8月には、同法第8条の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

（第一次基本計画）が策定され、平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画が策定されてい

ます。その後、図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正、新学習指導要領の全面実施など、子どもの読書活動に関連する整備が図られるとともに、平成22年には「国民読書年」の取組が推進され平成25年5月には第三次基本計画が策定されました。

松前町でも、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき、今回平成29年3月に「松前町子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を策定しました。

本計画は、取組の成果や課題などを踏まえ、今後の本町の子どもの読書活動の推進を図ろうとするものです。

3 計画の目標と期間

この計画は、松前町内に在住・在学のおおむね18歳までの子どもとその保護者を対象に、子どもの読書活動推進のための方策についての計画です。

(1) 子どもに本の楽しさを

子どもが本の楽しさを知り、進んで読書をするよう幼い頃から読書の楽しさを伝え、本に親しむ機会を積極的に提供します。

(2) 町全体で読書活動の推進を

家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、松前町ふるさとライブラリー等さまざまな機関が互いに連携を深め子どもの自主的な読書活動を推進します。

(3) 本に親しむ環境づくり

保護者を含めた大人に対し、読書活動について理解と関心を深める啓発活動を積極的に進めるとともに、読書活動推進に関わる地域人材の育成、並びに教師や関係機関職員の意識と資質の向上に努めます。また、図書の充実を図ります。

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間であり、必要に応じ計画を見直します。

4 子どもの読書の状況

平成29年1月、町内の幼児、児童、生徒に対して、読書活動の状況等に関するアンケートを実施しました。（資料P16～29参照）

① 読書の好き嫌い

		好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い
幼児	（年長）	56%	37%	7%	0%
小 学 校	低学年（2年生）	51%	32%	13%	4%
	高学年（5年生）	36%	40%	20%	4%
中学生	（2年生）	55%	30%	11%	4%
高校生	（2年生）	32%	42%	21%	5%

本を読むことが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合は、幼児93%が最も高く、小学校低学年で83%、小学校高学年76%、中学生で85%、高校生では74%となっています。

② 1ヶ月の読書冊数

		平均冊数
幼児（年長）		9.5 冊
小学校	低学年（2年生）	12 冊
	高学年（5年生）	7 冊
中学生（2年生）		6 冊
高校生（2年生）		1.5 冊

1ヶ月間に読んだ本の冊数は、小学校低学年が12冊と一番多く、読み聞かせや学校での読書活動の推進成果と思われます。学年が上がるにつれ読書冊数は減少の傾向があり、高校生になるとわずかに1.5冊となっています。授業や放課後の活動等での忙しさはありますが、できるだけ活字に触れる機会を提供する必要があると思われます。

③ 家庭での読書の頻度

		ほぼ毎日	週に3回以上	週に1回くらい	月に1~2回	年に数回	全く読まない
幼児（年長）		20%	34%	34%	12%	0%	0%
小学校	低学年（2年生）	29%	33%	21%	7%	6%	4%
	高学年（5年生）	10%	24%	28%	21%	13%	4%
中学生（2年生）		25%	19%	17%	19%	10%	10%
高校生（2年生）		8%	14%	10%	24%	22%	22%

週に1回以上家庭で本を読む子どもの割合は、幼児の88%から、学校段階が上がるにつれて減少し、小学生で62~83%程度、中学生で61%、高校生では32%となっています。

学校段階が上がるにつれて、学習や部活動の時間が増加するため、家庭で読書に当てることができる時間が減少していると思われます。高校生になると、読書は「好き」または「どちらかといえば好き」であるが、家庭ではほとんど本を読まない（「年に数回」または「全く読まない」）子どももあり、読書習慣が定着できるような意識と体制をつくることが必要です。

第2章 子どもに対する働きかけ

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが最初に本と出会う場所であり、家庭における読書環境や働きかけは、子どもの読書習慣を形成するうえで、非常に大切な役割を担っています。子どもの日常生活の場である家庭では、子どもが自然に読書に親しめるよう、さまざまな工夫を凝らす余地があります。

例えば、朝から晩まで、人がいる間、常にテレビが大きな音を上げている所で、子どもが落ち着いて読書しようとする気になるでしょうか。

子どもが家庭で読書に親しむためには、保護者がともに読書を楽しむなど、子どもが自然に読書に向かうような環境が大切です。

(2) 現状と課題（資料P30～49参照）

○ 家庭での読書活動の状況

保護者への問い合わせ「お子さんは、普段、子どもが読書をしていると思いますか？」という問い合わせに対し、幼児・小学校低学年においては、読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなどの活動の定着が伺え、約63%の家庭で「よくしている・まあまあしている」という回答がありました。小学校高学年及び中学生では、約53%～58%で、「あまりしていない・全くしていない」との問い合わせに回答する保護者が増え、読書をする習慣がある子どもとない子どもに二分化する傾向が見受けられます。高校生になると約36%と家庭での読書活動は、低下する傾向があります。子どもの自主性にまかせるだけではなく、中・高校生に対しても、読みやすそうな本を紹介したり本を買い与えたりするなど、家庭で読書へのきっかけを与える取組が必要です。

また、取組を行うのは母親であるという家庭が多く、父親の読書活動への参加を推進していくことも必要です。

○ 読書活動に関する情報収集（資料P30～49参照）

子どもが幼稚園、小学生の間は幼稚園や学校、公立図書館から読書活動に関する情報を収集している保護者の割合が多くなっていますが、中学生、高校生になるとインターネットの割合が増えるとともに、特に情報収集はしていないという保護者も中学生で42%、高校生で36%となっており、中学生及び高校生の保護者は、情報収集の必要がないと考えている割合が大きくなっています。公立図書館や学校等が積極的に啓発活動を行い、情報提供することが読書活動の推進に必要と思われます。また、その他の意見で本屋に直接行く、町の広報誌で情報を収集して読書活動を推進している家庭もあり、企業や行政の連携した読書活動の推進が必要であると思われます。

また、保護者が何らかの情報収集を行っている場合、子どもが読書をする割合が高くなる傾向にあります。保護者の読書活動に対する姿勢が子どもにも影響を与えており、家庭での取組を継続していくことが必要です。

○ 読書活動に関する相談（資料P30～48参照）

読書活動に関する相談は知人にするという保護者の割合が最も多く、次いで幼稚園や学校が多くなっています。また、全体を通して特に相談はしていないという保護者も多く、相談することがないと同時に、相談する方法がわからないということもあり、松前町ふるさとライブラリーや地区公民館の図書室等で相談できる体制を整えることが必要です。

また、保護者が特に相談をしていない子どもは、何らかの相談をしている子どもと比較して、読書をしない割合が比較的高くなっています。保護者が子どもの読書活動に関心を持つことが大切です。

(3) 今後の方向

○ 家庭での子どもへの働きかけと保護者自身の取り組み

子どもが小さいときは、読み聞かせで本のおもしろさを伝えます。読み聞かせを通じて、子どもは言葉を理解し、新しい知識を獲得し、空想の世界にはばたきます。また、家庭での読み聞かせは、子どもが保護者の近くで、保護者の声を聞きながら過ごす時間をもつことで、子どもの安定した情操を育むうえでも大きな効果があります。

子どもが自分で本を読めるようになったら、子どもと同じ本を読んで感想を聞いてみる、おもしろい本を子どもに聞いて保護者も読んでみる、感想を言う、年齢に応じたさまざまな方法で、子どもの読書意欲を高めることが必要です。ベストセラーや映画化などで話題になった本を切り口にして、子どもの興味を引くのも一案であり、また、物語やエッセイなどのほか、事典や写真集、絵画集、絵本、マンガなども対象にして、子どもの読書の世界を広げていくことも大切です。特に、中・高校生に対しても、話題になっている本などで読みやすそうな本を紹介したり買い与えたりするなどの取組が必要です。さまざまな方法により家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことは、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

是非、家庭において、さまざまな工夫を凝らして、子どもの読書活動を推進していただきたいと考えます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域の役割

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの生活拠点において身近な場所で本に親しむ環境の整備が必要です。したがって、学校・公立図書館に限らず、子どもに関わるさまざまな施設での取り組みが求められます。

松前町ふるさとライブラリーをはじめ、各地区公民館の図書館や児童館の図書館、また各地域の分館においても図書の充実と読書活動の推進が望まれます。

また、子育て支援センターや子どもの定期健診に関わる関係機関においても、保護者に対し読書活動の重要性についての理解促進を図ったり、子どもが読書に親しむ機会を提供したりするなど、子どもの読書活動推進に向けて今後も大きな役割を果たすことが期待されています。

(2) 現状と課題

① 松前町ふるさとライブラリーの主な取組

○ 子ども一人当たりの児童書数 (町内児童数 1,693 人)

H32 年度目標	H27 年度実績
12.50 冊	10.46 冊

○ 児童一人当たりの貸出冊数

H32 年度目標	H27 年度実績
2.00 冊	1.66 冊

○ ブックスタートの実施状況

H32 年度目標	H27 年度実績
継続実施	実施済み

読み聞かせや紙芝居等の読書活動の支援及び児童書コーナーの設置に取り組んでおり、幼児や小学生に対する取組は比較的よく行われています。一方、松前町ふるさとライブラリーを利用する中・高校生の多くが調べ物をするため図書館を利用すると考えられますが、調べ物支援が十分とはいえない状況です。YA（ヤングアダルト）※ヤングアダルトとは、アメリカで13歳から19歳の世代の人たちに準じて使われている言葉で「若いおとな」という意味。世代の読書の推進のためにも、積極的な取組が求められます。

また、子ども用図書の充実を図っていますが、子どもに読書へのきっかけを与えるために今後も継続していくことが必要です。また、保護者に対する情報提供は十分とはいえず、保護者の読書活動に関する理解促進を図り、保護者自身の読書活動を推進するためにも、啓発活動を積極的に行うことが必要です。

② 地区公民館図書室

3地区の公民館では、図書館が併設されていますが、利用者が大変少ない状況です。毎年、本の購入を実施し利用者の拡大に努めていますが、公民館利用者への図書館利用の発信がまだまだ不十分であると思われる。保護者や子どもにとって身近な機関である公民館が今後も、公民館内の図書館の存在をアピールするとともに、読書活動の啓発活動をしていくことが必要です。

③ ブックスタートの実施状況

松前町ふるさとライブラリー、児童館、町健康課においてもブックスタートを実施していますが相互の情報交換や協力体制は不十分です。

④ ボランティアの状況

松前町ふるさとライブラリーでもボランティアを導入して、読み聞かせや紙芝居等の児童サービスを実施しており、ボランティアの活動の場はある程度提供されています。また、学校でも、保護者や地域の方による読み聞かせなどのボランティアを導入しています。今後、ボランティア活動への参加者を募ったり読み聞かせなどのノウハウを高める研修の場を提供することも必要です。

(3) 今後の方向

○ 松前町ふるさとライブラリーにおける子どもの読書活動の推進

乳幼児や小学生に対しては、読み聞かせや、おはなし会、紙芝居などを通じて、想像の世界、体験できない世界のおもしろさを伝え、読書活動につながる素地を養うよう努めます。

また、図書館に来館した子どもに対しては、調べものの支援や、個のニーズに応じた本の紹介など、図書の世界の広さや豊かさを楽しませることができるような取組を行います。また、読書通帳の発行や展示の仕方や図書館便りの工夫など、子どもの関心を引き出すよう努めます。

図書館に来館しない子どもに対しても、ホームページや町の広報誌における新刊本、話題の本、興味を引く本の紹介を充実させるなど、図書館への関心を高めるよう

努めます。

中・高校生になると、家庭や学校にとどまらず、テレビやインターネットなどのメディアの影響を受け、関心を持つ世界が広がってくることから、話題性のある本を取り上げて、読書へのきっかけを与えるなど、工夫のある対応を行います。

さらに、子どもの読書活動推進に対する保護者の理解促進を図るため、ホームページを利用して、家庭での読み聞かせや子どもが読書をすることの重要性の理解を促したり、読み聞かせなどの取組の情報を広く周知・広報したりするなど、保護者を対象とした啓発活動を実施していきます。また、「大人が本を読まないから子どもも本を読まない、まずは大人読書を進める」ことから、子どもの読書活動推進に直結する「大人の読書活動推進」についても、一層取り組んでいきます。

また、松前町の歴史・文化のコーナーを設け、郷土愛と町への関心を持てるよう啓発します。

○ 地区公民館図書室等における子どもの読書活動の推進

地区公民館や児童館など地域の身近な施設で、地元のボランティアなどを活用した朗読会や読み聞かせなどに活動の場を提供するとともに、保護者や子どもの出入りも多いことから、さまざまな機会を利用して、子どもが読書することの大切さについて啓発を進めています。

あわせて、本の紹介や展示など児童書コーナーの工夫を通して、子どもが読書に親しめる環境づくりに努めます。

○ ブックスタートの実施

ブックスタートは、0歳児健診などの機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す運動です。

この運動で最も大切なことは、単に絵本を手渡すだけでなく、読み聞かせの大切さや、そのノウハウを伝え、保護者が絵本を通じて積極的に子どもにかかわっていくことを促す点にあります。

読み聞かせを通じて、子どもは人生で初めて本と出会い、保護者は、子どもと触れ合いの時間を持ち、また、良質な絵本との出会いを通じて、さらにより広い読書の世界を開くことができます。

特に近年、家庭の教育力の充実が強く求められており、この点においても、ブックスタートは非常に効果的です。

このため、松前町ふるさとライブラリー、町健康課、子育て支援センター、地区公民館、児童館等と連携し、ブックスタート事業に取り組むよう努めます。

○ ボランティア・NPO法人

地域で活動しているボランティアやNPO法人による、読み聞かせなどを通じて、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど子どもの自主的な読書活動の推進に努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校等の役割

① 幼稚園、保育所等

幼児期の子どもは、絵本や物語などで見たり聞いたりした内容を自分の経験と結びつけながら、想像したり、表現したりすることを楽しむようになります。このよ

うな想像の世界や未知の世界と出会い、そのおもしろさを体験することが、将来の読書に結びつくきっかけづくりに繋がります。

このため、遊びの中で自然に絵本に触れることができるような環境づくりをするとともに、読み聞かせを行うなど、幼児が日常的に絵本や物語などと関わっていけるようにすることが大切です。

② 小学校、中学校、高等学校等

学校は、家庭や図書館と違い、大勢の子どもたちに読書の意義や楽しさを伝えることのできる場であり、また、子ども同士が読書について話し合い、刺激し合うことのできる場もあります。特に、普段読書の習慣のない子どもや近所に図書館がないなど、読書する環境に恵まれない子どもに日常的に読書に親しむきっかけを与えるなど、学校は非常に大きな影響力を持っています。

平成19年に改正された学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このように、学校図書館の活用を図るとともに、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが大切です。さらに、平成28年には文部科学省より※（P64参照）「学校図書館ガイドライン」が示されました。学校図書館の整備・充実を一層図ることが必要です。

（2） 現状と課題

① 学校での取組状況（資料 P50～58）

小学校においては、全小学校でボランティアによる読み聞かせが実施されています。また、朝の一斉読書や松前町ふるさとライブラリーとの連携による本の貸出し等が進んでいます。校長や教員による読み聞かせも実施されており、県立図書館との連携を図り積極的な推進が図られています。今後の読書活動推進について、現場では、なお一層公立図書館との連携を図るためどの小学校でも移動図書館等の利用を望んでいます。

また、今後の読書活動推進のためには、図書室の図書の貸出しの促進の必要性を感じており、子ども同士の本の紹介の機会の提供や学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実を図り、読書活動の推進目的に応じて本を進んで読む姿勢の定着・向上に向け、授業を中心に調べ学習などを積極的に行うことが必要です。

中学生、高校生と学校段階が上がるにつれて読書習慣が失われている傾向があります。学校図書館での図書の貸出しの促進を図ったり、学級図書委員の活動を通じた学級図書の充実に力を入れたいところですが、読書習慣が失われていることにより一層学校関係者が、危機感を持って対応していくことが必要です。

例えば、学校段階に応じて、読み聞かせや推薦図書コーナーの設置、図書委員会活動の活性化、学校から家庭への呼びかけ、読書感想文コンクールの実施など、子どもの読書習慣を形成できるような手立てを講じることが必要です。

さらに、今後、校内研修や先進地視察などを積極的に行い、教職員自身の読書に対する意識を高め、教職員が読んだ本を紹介する機会を設けるなど、学校全体で読書活動の推進を図っていくことが求められています。

また、いつどもどこでも読書ができる利点を生かした電子書籍の適切な活用も読書活動に有効な手段と思われます。

② 一斉読書の実施状況

全小学校において、一斉読書が実施されていますが、授業の関係等もあり、中学校・高校においては、一斉読書の実施割合は減少しています。

④ 学校図書館の開館時間（資料 P50・53・56）

昼休みはほとんどの学校図書館が開館していますが、休み時間や放課後は開館していない学校も多く、全般的に中学校の開館時間が短くなっています。授業時間以外にできるだけ自由に図書館に出入りできるような環境を整えることが必要です。

(3) 今後の方向

○ 授業時間における読書活動の推進

学校の授業は、教科書等に基づいて行われるため、授業そのものが読書の場となる要素を持っています。また、授業時間等に学校図書館を計画的に活用することで、子どもと本の出会いの場をつくることができます。授業時間こそ、子どもの読書活動推進のための大切な機会であり、授業を通じて子どもに読書することの楽しさを知らせることができます。

例えば、国語の時間に読んだ伝記の感動が、一生続く読書のきっかけとなったと言われることもあります。また、学習した内容と関連する本や文章に触れると読書の幅が広がります。さらに、文学的な文章だけでなく、説明的な文章などを通しても、読解力が養われるとともに、総合的な学習の時間を活用して社会科などで学んだことを基に調べ学習を行うことによって児童・生徒の興味の幅を広げることができます。これが更に、広い分野への読書に繋がっていきます。

このように、国語科を中心に、全ての教科等において本や文章を読んだり、資料を調べたりするなどの読書活動を推進するとともに、教師が授業に関する図書を紹介したり、子ども同士でおもしろい本を紹介し合ったりする機会を設けるなど、本に親しむ場の充実に努めます。

また、小学生や中学生が、幼稚園等で幼児に読み聞かせを行う機会を設けるなど、多様な形で子どもが本に触れられるようにすることも考えられます。

○ 朝の読書をはじめとする「一斉読書」の推進

「朝の読書」は、授業開始前に10分程度時間を取り、全ての子どもが一斉に読書に取り組むもので、時間は短いものの、読書へのきっかけづくりという点では、非常に大きな効果があります。

読書は本来非常に楽しいものであり、きっかけさえ与えれば、子どもはすぐに本に夢中になることができます。朝の読書に取り組んでいる学校では、子どもの集中力・継続力が増し、落ち着いて授業に入ることができるという効果も報告されています。

この朝の読書の時間には、どの教室にも教師が付き、児童・生徒と一緒に読書することが大切であると言われています。学習指導要領の改定等で授業開始前に読書

の時間が取れないときは、別の時間に一斉読書の時間を設けるなどの工夫も有効です。また、マンネリ化を防ぐため、保護者やボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを行ったり、学級図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図つたりするなどの工夫も有効です。

今後も一斉読書の機会を設け読書の推進を図ります。

○ 休み時間・放課後における読書活動の推進

休み時間や放課後における読書推進の主役は、学校図書館です。学校図書館を有効に機能させる上で最も大切なことは、子どもたちが図書館に集まることです。このため、図書館に子どもが立ち寄りやすい雰囲気づくりを推進します。

いったん図書館に来た子どもたちに、読書のおもしろさや楽しさを経験させるのは、司書教諭や図書主任、図書館ボランティアの腕の見せどころです。

学校図書館は、利用者のほとんどが子どもであるという、公立図書館とは異なる条件を生かして、できるだけ子どもとの個別のコミュニケーションを取り、それぞれの子どもに合った読書指導を行い、生涯にわたって行われる読書活動の基礎を培うことを重視します。

また、学校図書館の行事として、読み聞かせやブックトークなどを行うことは、図書館に親しみを持たせ、子どもたちを読書へ導く上で非常に大きな効果があります。さらに、そのとき用いた本やブックトークのテーマに関連する本を紹介して読書への関心を高める工夫をしたり、推薦図書コーナーの設置や多読者の表彰などにより、継続して読書に親しむ子どもを育てたりすることにも取り組みます。その他、図書委員会の活動（読書会、広報など）が活性化するよう、学校としてバックアップしていくことや、図書館便りを子どもを通じて保護者に配布することは、子どもの読書習慣の定着に役立ちます。

各学校では、学校図書館のほか、クラスごとに学級文庫を設置しています。この学級文庫は、休み時間などにすぐに利用でき、子どもが最も身近に親しむことのできるミニ図書館であることから、学級図書委員の活動等を通じて、ここに子どもたちの関心の高い、また、授業でも参考になるような図書を準備しておくことや、定期的に本の入れ替えを行うことが、読書活動を活性化する上で大変効果的です。

今後も、このような取組を通じて学校図書館活動の充実を図るよう、努めていきます。

○ 学校関係者の意識の高揚

学校において子どもの読書活動を推進していくためには、まず、学校関係者が、子どもが読書することの意義について十分理解している必要があります。特に、中学生や高校生等は、自分の人生を選択し、本格的に社会に参画する時期を目前にしており、読書を通して、自ら学び自ら考え、異なる価値観を認め、ともに生きる力を身に付けていくことの意義は計り知れません。

このため、適宜子どもの読書活動の意義や具体的な実践方法等について研修を行うとともに、司書教諭や管理職、主任クラスの中核となる教職員が先進地や専門的な研修の場に出向き、子どもの読書活動について、理解をより深めることが大切です。子ども読書の日、読書感想文コンクール、読書感想画コンクール、読書啓発講演会などを全校的な取組としてすることで、学校関係者の意識の高揚を図ります。

また、「読書する教師が読書する子どもを育てる」という観点から、教師自身が

より一層読書に取り組むよう勧奨していきます。

○ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼稚園や保育所においては、幼稚園教育要領や保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう工夫します。

また、未就園児を対象とした読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を啓発することに努めます。

第3章 環境整備

1 松前町ふるさとライブラリーの充実

(1) 現状と課題

① 職員の状況

松前町ふるさとライブラリーの職員は2016年4月1日、常勤職員2名、パート職員10名の計12名です。

また、司書資格保有者は3名であり、有資格率は25.0%と全国平均の52%より低くなっています。

② ボランティアの状況

松前町ふるさとライブラリーでは2016年4月1日、図書館ボランティアは導入していませんが、今後導入の方向で検討しています。

③ 児童書コーナー

松前町ふるさとライブラリーでは児童書コーナーを設置しています。今後は、親子で声を出して本を読むことができる部屋を設置したり、内装を工夫したりするなど、子どもが図書館に来やすい雰囲気づくりをすることが必要です。

④ 図書館の情報化

松前町ふるさとライブラリーでは、ホームページを開設し地域住民への情報提供を行っています。ホームページより蔵書検索、新着情報、予約ベストの閲覧をはじめ図書の予約も行うことができます。また、館内には、来館者用の蔵書検索コンピュータを設置しています。

(2) 今後の方向

○ 人的充実

子どもの読書活動を推進するために、児童書に関する知識が豊富で、実際の子どもの読書活動推進のノウハウに詳しく、かつ熱意のある図書館司書や専任職員の配置に努めます。

このような、子どもや保護者が安心して相談できるとともに、すべての世代から信頼の厚い専門職員の存在こそが、地域での子どもの読書活動を支え、推進することにつながります。

また、地域や図書館、学校などで、紙芝居や読み聞かせなどの活動を行っているボランティアは、子どもの読書活動を推進するための非常に大切な存在です。このようなボランティアに対し、活動の場を提供するとともに、研修やボランティア同士の交流の機会を設けるなど、積極的な支援を行います。ボランティアを希望する人に対して、ホームページ、広報誌、チラシ等で広く活動の場に関する情報等の提

供を行い、ボランティア活動への参加の促進にも努めます。

○ 児童書の充実

蔵書でまず大切なのは、その数と質、さらにその収集方針に子どもの関心を引くような工夫がされているかということです。子どもが読みたくなるような、図書館に来たくなるような配慮が大切です。

このため、子どもの広範な読書ニーズに対応し、日本の古典から、世界的に話題を集めた最新のファンタジーシリーズなどの文学作品だけでなく、歴史、社会から科学に関するものまで、また、年齢に応じ、絵本から、YA（ヤングアダルト）を対象にした図書まで、幅広い蔵書の充実に努めます。

また、表現の形態が多様化し、文字だけによるものから、絵や写真などを多用したデジタルメディア文化が発展しています。子どもたちも、これらの表現手段に慣れ親しんでいることから、蔵書の中には、古今東西の文化や自然を紹介する写真集や絵画集など、また古典として定評のあるマンガなどの整備に努めます。

特に、学年が上がっても継続して読書に親しむことができるよう、中・高校生を対象としたYA向けの図書の整備を進めます。

○ 児童書コーナーの設置と工夫

図書館の児童書コーナーは、一般書のコーナーと区別し、子どもがのびのびとした雰囲気の中で、読書に親しめるものとする必要があります。このため、児童書コーナーの配置及び設営に当たっては、今まで以上に、一般書のコーナーと異なった工夫を行います。

また、子どもたちを対象として紙芝居や読み聞かせを行うための部屋や、親子で読書を行うための部屋など、声を出すことのできる部屋を併せて設置するよう努めます。

○ 図書館の情報化

情報化の進展に対応するため、来館者が利用できるコンピュータの整備やオンライン閲覧目録(OPAC)（※外部からライブラリーにある本の詳細をアクセスにより閲覧検索すること）での活用を図るなど公立図書館のさらなる情報化に努めます。

また、近年、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場していることから、今後の推移について十分留意し、新しい情報通信技術を活用した読書環境について研究を進めます。

2 学校図書館等の充実

(1) 現状と課題

① 司書教諭の配置状況（資料P50～58参照）

町内のすべての学校に、司書教諭が配置されています。高校においては、公立図書館司書の派遣により連携も図られています。今後は、司書教諭としての活動を積極的に進めるための時間的な配慮を行うなど、司書教諭の力を十分に發揮できるような体制を整えていくことが望まれます。

② ボランティアの導入状況（資料P50～58参照）

町内全小学校で、読み聞かせ等のボランティアを導入しています。中学・高校で導入していない理由は、教職員や図書委員で対応可能、人材が少ない、ノウハウがない、といったものが多く、公立図書館や他校との連携を図ることにより実施でき

る可能性があります。

③ 図書資料の整備状況（資料 P50～58 参照）

町内の小学校では、100%。中学校で 66.7% が学校図書館図書標準を達成しています。また、高校においては学校図書館にコンピューターを整備し、校内 LAN に接続済みの上、超高速インターネットへの接続も整備され、調べ学習の充実が図られています。

④ 学校図書館の開放状況

町内で、学校図書館を地域に開放している学校はありません。学校図書館を休みの日や放課後等に開放することで、地域の読書活動を盛んにしたり、子どもと大人の交流が広がったりすることが期待できますが、実施に当たっては、休日に図書館で担当者を勤務させることに伴う諸問題や、安全面への配慮が必要です。

（2）今後の方向

○ 人的充実

司書教諭は、学校図書館資料の収集・提供や児童・生徒の読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

学校図書館は、子どもを対象とすることから、図書や資料をそろえるだけでなく、教職員の学校図書館に対する理解を深めることが大切であり、司書教諭を中心に、教職員全員で運営に協力し、子どもの読書活動を盛んにしていく体制を構築していきます。

さらに、子どもの読書活動を支援する図書館支援員などの学校図書館ボランティアを積極的に募集、活用し、子どもの読書活動を支援していくことも大切です。子どもの読書活動とかかわっていこうという志を持ったボランティアと連携することで、学校図書館の活動が活性化し、子どもたちの図書や図書室への関心を一層高めることができます。ボランティアの活動内容は、例えば、小学校では読み聞かせ、中学校・高等学校では本の登録や修理、貸出・返却など多岐にわたります。各学校の実情に応じてボランティアを活用することで、学校関係者だけで学校図書館を運営するよりも充実した活動を行えるようになります。

○ 児童書の充実

学校図書館を魅力あるものとするためには、図書の充実が欠かせません。松前町では、文部科学省の「学校図書館図書整備 5 カ年計画」に基づく計画的な図書資料の整備を進め、域内の全小中学校で「学校図書館図書標準」（平成 5 年文部省作成）が達成されることを目標に、図書資料の整備充実を図る必要があります。

また、保護者から不要になった児童書の寄贈を受け入れるなど、予算の制約による方法で、図書の充実を図ることも一案です。

蔵書の選択に当たっては、一般図書館同様、古典から新刊書、文学から歴史社会等の参考図書、絵画集、写真集、学習マンガまで、幅広い分野から選択するよう、また、学校図書館に積極的に新聞を置くよう配慮したいものです。

また、学校図書館の充実だけではなく、より身近に本がある環境をつくるため、学級図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図ったり、子どもの関心の広がりに対応し、学校図書館にない図書については、松前町ふるさとライブラリーや県立図書館と連携し、必要な図書を取り寄せたりすることにも取り組みます。

○ 設備面での充実

学校図書館で大切なのは、子どもが図書室にやってくることです。

このため、設置に当たっては、できるだけ子どもの立ち寄りやすい場所に学校図書館を設置するよう努めます。

また、照明や内装、室内装飾、書架や机、椅子などの備品、図書の配置などの工夫や新刊書コーナーの設置など、子どもにとって読書や調べものにふさわしい、親しみのもてる空間とすることも大切です。図書館の移設は難しいという場合であっても、使う人の立場に立って工夫を重ねていきます。

子どもが長く図書館にいたいと思うようになることが、読書好きになる第一歩です。

○ 学校図書館の開放

学校図書館は、これまで主として子どもと教職員のための専用の施設でした。この学校図書館を地域に開放し、親子読書や、PTAの保護者等の利用に供することは、地域での読書を振興するとともに、大人が学校図書館に関心をもち、学校図書館の実情を知ることにつながり、ひいては、学校図書館への積極的な支援や、子どもの読書活動の活性化をもたらします。

今後、学校図書館の開放について、安全面やプライバシーの保護などに配慮しながら、各学校や地域の実情に応じて検討を進めていくことが望されます。

3 学校、図書館等の連携・協力

(1) 現状と課題

町内で公立図書館との連携を実施している学校は、幼稚園・小学校です。学年があがって公立図書館や地域の図書館等と連携を図りたいと考えており、そのきっかけづくりが必要です。

(2) 今後の方向

子どもの読書活動を推進するに当たっては、松前町ふるさとライブラリーを中心となって、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、公民館等、地域にある関係の諸機関での連携が望れます。

例えば、次のような連携・支援に努めます。

- ・ 小学校・中学校・高等学校で一貫した読書振興活動を行う。
- ・ 図書館では、学校等に対して図書やボランティアなど人材に関する必要な情報を提供する、司書を派遣する、研修の場を設ける、学校等の要望を受けて図書整備を行う、図書の少ない学校へは図書館が一括貸出を行う、保健所や子育て支援センターと連携し、各種健診時に家庭での子どもの読書活動についての普及啓発を図る。
- ・ 公民館、児童館では、読み聞かせなどを主催事業として取り組むとともに、ボランティア等に活動の場を提供する。
- ・ 学校同士で図書資料の相互貸与などを行う。

このような連携を進めることで、一層効果的に子どもの読書活動を推進していきます。

第4章 普及啓発

1 普及啓発

子どもの読書活動の推進に当たっては、広く町民全体に理解を求め、家庭から学校、図書館までさまざまな場所で取組が進むよう、気運の醸成を図っていくことが大切です。

そのため、講演会やシンポジウムの開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、県や市町の広報への登載など、さまざまな方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさの周知・啓発に取り組みます。

また、読み聞かせやおはなし会、ブックトークなど、子どもの読書推進事業そのものも、的確に報道されることで、非常に効果的な普及啓発の手段となります。

保護者へのアンケートで、情報収集の方法がわからないと回答した保護者が、子どもが小学生の場合で約5割、中・高校生の場合で約4割いるため、ホームページやメールマガジンなど多様な方法により、公立図書館や公民館、学校から積極的な情報提供に努め、広く一般に、子どもが読書することの必要性、大切さについて理解を求める。

さらに、PTAとの連携を図り、各校または、町のPTA活動で子供の読書活動を推進する気運を高めることも必要です。

2 「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」など

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」、「文字・活字文化振興法」において、10月27日を「文字・活字文化の日」と定め、また、公益社団法人読書推進運動協議会では、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日を「読書週間」と定めています。これらの期間中に、関係機関が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

3 優良図書、優良事例の紹介

読書活動の指針となるよう、チラシや小冊子などを作成し、子どもの年齢に応じた優良図書を紹介します。また、資料の作成に当たっては、読書への関心を高めるよう工夫を凝らします。

子どもへの働きかけを行うに当たり、保護者、ボランティア、学校、図書館等の関係者の参考となるよう、優良な活動事例を紹介します。